# 一般会計補正予算第2号案における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業

(一般会計補正予算第2号案) 電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援 地方交付金活用事業

## ▶総事業数

8事業

▶内訳

生活者支援 2事業 事業者支援 6事業 合計 8事業

# **▶総事業費**※

683,056千円

▶財源内訳

国費 560,461千円 般財源 122,595千円 合計 683,056千円

※ 総事業費は、令和5年6月一般会計補正 予算第2号案のうち、電力・ガス・食料品 等価格高騰重点支援地方交付金を活用 する事業の事業費の合計

# ▶ 生活者支援

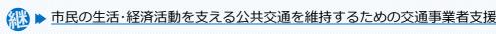
[2事業] 383,895千円



- 低所得世帯への生活応援給付金の支給による生活支援
- (公) ▶ 保育所等の副食費一部補助による子育て世帯支援

# 事業者支援

「6事業 1 299,161千円



- 総 ▶ 社会福祉事業者への物価高騰対策事業補助金の交付による経営安定支援
- ▶ 融資制度を利用する中小企業者等への利子相当額補助による資金繰り支援
- ▶ インバウンド促進おもてなし環境整備経費の一部補助による事業再構築支援
- ▶ 酪農業への支援金交付による経営継続支援
- □ エネルギーコスト削減促進事業補助金交付によるエネルギー構造転換支援

一般会計補正予算第2号案[令和5年飯田市議会第2回定例会上程議案]における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業

## 低所得世帯への生活応援給付金の支給による生活支援

電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯に対し、生活応援給付金を 支給し、生活と暮らしの維持を支援します。

事業費 366,615千円 重点支援交付金 及び一般財源

# ▶ 支給対象世帯

生活者支援

- ① 令和5年度住民税非課税世帯
- ② 生活保護世帯
- ③ 条例による住民税課税免除世帯 及び 国外からの転入者を含む住民税非課税世帯
- ④ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- ⑤ 家計急変世帯(令和5年中の収入が減少し住民税非課税相当又は住民税均等割のみ課税相当の収入となった世帯)
- 重点交付金低所得世帯支援枠対象
- 市独自の対象
- 市独自の対象 市独自の対象 市独自の対象
- 1世帯当たり 30,000円
- ▶ 支給方法

▶ 支給額

- 7月下旬以降(詳細は下記支給時期参照)通知及び申請書類を送付しますので、申請手続きをお願いします。 支給対象世帯①、②、③、④の世帯 ・・・
- 申請に基づき、支給決定の上、指定口座へ振り込みます。
- 7月下旬以降に申請期間、申請に必要な書類等を周知しますので、申請手続きをお願いします。 支給対象世帯⑤の世帯
- 申請に基づき、支給決定の上、指定口座へ振り込みます。
- ▶ 支給時期

支給対象世帯①、②及び④の世帯への支給から開始し、その後、その他の世帯へと段階的に支給します。

- ■支給対象世帯①、②、④の世帯
  - 通知等発送 7月下旬
  - 受付開始 7月下旬
  - 8月中旬予定 第1回支給
- 受付期限 10月末日
- 最終支給 11月下旬
- ■支給対象世帯⑤の世帯
  - 7月下旬から 制度周知
  - 申請書受付 7月下旬以降随時
  - 申請受付後(随時) 支給日
  - 受付期限
  - 10月末日 最終支給 11月下旬
- ■支給対象世帯③の世帯
- 通知等発送 8月下旬
- 受付開始 8月下旬
- 9月中旬予定 第1回支給 受付期限 10月末日
- 最終支給 11月下旬

▶ お問合せ先

健康福祉部 福祉課 🕿 0265-22-4511 内線5711 / 5712

# 保育所等の副食費一部補助による子育て世帯支援

保育所等へ<u>副食費の値上がり分を補助</u>し、<u>保護者の経済的負担を増やすことなく保育給食の質を維持する本事業について、物価高騰を考慮し補助額を増額し支援を継続</u>します。

事業費 17,280千円 財 源 重点支援交付金

#### ▶ 補助対象者

保育所等に通園する飯田市内在住のすべての園児 及び 広域入所している園児<sup>※1</sup>
※1 飯田市に住民票がある子どもで、里帰り出産や保護者の勤務先などを理由に飯田市外の保育所等を利用している園児

#### ▶ 補助対象

副食費のうち物価高騰による値上がり分 800円/月・人

令和5年度当初予算額で200円/月・人としていた補助単価を、実態把握調査<sup>\*2</sup>の分析結果に基づき、600円/月・人を増額し、800円/月・人とします。

※2 給食材料費(調味料を含む。)の高騰による保護者の副食費実費徴収金額の上昇を抑制するため、市内民間保育所等の法人が 負担している額を調査したもの。

#### ▶ 補助対象期間

#### ▶ 補助方法

\_\_\_\_\_ 保育所等へ直接補助するため、保護者の手続きは不要<sup>※3</sup>

※3 ただし、広域入所している園児の保護者は、償還払い方式で補助を行うため申請手続きが必要です。 申請手続等の詳細は個別にお知らせします。

#### ▶ お問合せ先

健康福祉部 子育て支援課 ☎ 0265-22-4511 内線5736

事業者支援

一般会計補正予算第2号案 [令和5年飯田市議会第2回定例会上程議案] における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業

### 市民の生活・経済活動を支える公共交通を維持するための交通事業者支援

市民の生活及び経済活動を支える<u>公共交通を、利用者に経済的負担を求めることなく維持し、安定的に運行するため</u>、燃料価格高騰により影響を受けている<u>市内の公共交通を担う事業者に対し、対象車両を運行するために購入した燃料の価格高騰分を継続的に補助します。</u>

事業費 22,068千円 財 源 重点支援交付金

### ▶ 対象事業者

飯田市内に本店等を有する交通事業者で、公共交通(路線バス及びタクシー)を担う事業者

# ▶ 対象車両

対象事業者の市内の本店等に配置されている事業用自動車で、公共交通の用に供している車両

### ▶ 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

# ▶ 補助金額

補助対象期間に、対象車両の運行のために購入した燃料の合計に 補助支援単価\*1を乗じた金額

# ▶ お問合せ先

リニア推進部 リニア推進課 ☎ 0265-22-4511 内線3321

※1 補助支援単価	ī		
	補助支援単価		
ガソリン	35.00 円/ℓ		
軽油	35.00 円/ℓ		
LPガス	99.00 円/㎡		

•

# 社会福祉事業者への物価高騰対策事業補助金の交付による経営安定支援

障がい福祉事業、介護保険事業及び児童福祉事業は、制度上サービス提供に必要な経費の 物価高騰による増加分を利用料へ転嫁することが難しい仕組みであることから、社会福祉 事業者に対し、補助金を交付して、安定的なサービスの提供及び運営継続を支援します。

事業費 135,970千円 財 源 重点支援交付金

#### ▶ 対象事業者

市内の障がい福祉事業、介護保険事業及び児童福祉事業を経営する事業者<sup>\*1</sup> \*1 申請は、1施設につき1回までとします。

## ▶ 補助金額

基準単価と加算単価から算出された加算額の合計額を申請に基づき補助します。

①基準単価(半年分)

■ 入所·居住·多機能型施設 366,000円/施設■ 通所系施設 150,000円/施設■ 訪問系施設 60,000円/施設

②加算単価(半年分)

入所·居住·多機能型施設 18,000円/定員1人通所系施設 5,000円/定員1人

▶ 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

▶ お問合せ先

健康福祉部 長寿支援課 ☎ 0265-22-4511 内線5751

※補助金額の計算例

■想定①
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
定員 50人

補助金額 (基準単価 366,000円/施設) +

(加算単価 18,000円/人×50人) = 1,266,000円 ■想定② 通所介護施設(デイサービスセンター)

定員 25人 補助金額

(基準単価 150,000円/施設) + (加算単価 5,000円/人×25人) = 275,000円

事業者支援

一般会計補正予算第2号案 [令和5年飯田市議会第2回定例会上程議案] における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業

# 融資制度を利用する中小企業者等への利子相当額補助による資金繰り支援

原材料、エネルギー等の物価高騰の影響を受けている中小企業者等を対象に、飯田市及び 長野県の融資制度を利用した際に生じる借入当初12か月分の利子相当額を補助すること で、迅速な資金繰りを支援します。

事業費 19,317千円 財 源 重点支援交付金

#### ▶ 対象者

\_\_\_\_ 以下のいずれにも該当する中小企業者等

- ① 飯田市及び長野県の融資制度の利用者(次のアから工は除く)
  - ア 飯田市を経由しない長野県の融資制度※
  - イ 別の理由により利子補給の対象としている融資制度<sup>\*2</sup>
  - ウ 既往融資の借換え
  - エ 貸付期間が1年以内の融資
- ② 飯田市に本社又は本店(個人事業主の場合は住所)を有していること。

又は、飯田市に支社又は支店を有し、及び事業の用に供する不動産に係る固定資産税を飯田市に納めていること。

- ③ 物価高騰の影響を受け、融資申込の直前3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性<sup>※3</sup>が、令和4年同月に 比べ15パーセント以上減少している者
  - ※1 中小企業振興資金、信州創生推進資金(海外展開向け)、経営健全化支援資金(新型コロナ向け伴走支援型)等
  - ※2 創業関連資金及びI-Port支援資金 ※3 経常利益 ÷ 売上高

補助金額

融資制度を利用した際に生じる借入当初12か月分の利子相当額<sup>※4</sup> ※4 補助金対象期間中に繰上返済しないことを誓約いただきます。

▶ 補助金対象期間

▶ お問合せ先

産業経済部 産業振興課 ☎ 0265-22-4511 内線4880

# インバウンド促進おもてなし環境整備経費の一部補助による事業再構築支援

観光需要は回復基調にあるものの、海外誘客に係る設備投資への対応が不足している状況から、<u>今後予想されるインバウンド需要に応えるため、市内宿泊施設や観光施設の情報発信機能強化、受入時に必要な外国語翻訳機などの環境整備に必要な経費の一部を補助し、アフターコロナに向けた事業再構築を支援</u>します。

事業費 23,186千円 財 源 重点支援交付金

#### 対象者

市内に施設を有する観光関連事業を営む 中小事業者

## ▶ 補助率及び上限額

右に記載する対象経費の2分の1以内とし、 1事業者上限額を30万円とします。

## ▶ 申請受付期間

令和5年7月3日から令和5年12月28日まで

#### ▶ 事業実施期間

交付決定の日から令和6年2月29日まで ※実績報告書の提出時期は、令和6年2月29日まで

#### ▶ お問合せ先

産業経済部 商業観光課 **☎** 0265-22-4511 内線4670

#### ▶ 対象経費

事業区分	取組事例		
Wi-Fi環境 の整備	●Wi-Fi環境整備に必要な機器の購入費 ●上記に係る回線設置・増設に伴う屋内外の配線工事に要する経費 ※施設従業員のみが使用する場所は対象外とします。		
電子決済 端末導入 整備	<ul> <li>●電子決済端末(電子マネー決済用リーダー等)の購入費、電子決済端末利用のための新規通信回線の開設費、クレジット決済機器(クレジットカード決済端末等)の購入費、その他市長が必要と認める経費・決済端末が使用できる施設であることを表示するのぼり、ステッカー等の作成費、その他市長が必要と認める経費※上記の経費にあわせて申請する場合に限る。</li> </ul>		
多言語表記 の整備	●感染対策に関する情報の多言語化、ピクトグラム化に要する経費 ●多言語表記による案内板、誘導版の作製及び設置に要する経費 ●既存案内板、既存誘導版の盤面張替による多言語表記の整備に要する経費 ●パンフレット等の多言語化に要する経費 ●多言語表記のWebサイト・動画等の作製に要する経費 ●既存Webサイトの多言語化に要する経費 ●既存Webサイトの多言語化に要する経費 ●のでは、インターネットでの情報発信強化に要する経費 ●多言語案内ツールの整備に要する経費(携帯型翻訳機、オーディオ型解説案内など)		

※上記の対象事業の発注に際しては、可能な限り市内事業者を利用してください。 ※既存のパンフレット、マップ等広報物の改訂及び増刷に要する経費は対象外とします。

事業者支援

一般会計補正予算第2号案 [令和5年飯田市議会第2回定例会上程議案] における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する事業

### 酪農業への支援金交付による経営継続支援

<u>酪農業</u>においては、令和4年度後半から、全国的に廃業数が急増しており、特に長野県においては、 その傾向が顕著となっている状況を鑑み、<u>酪農経営継続支援事業支援金を給付</u>し、<u>経営継続を支援</u> します。

事業費 7,200千円 財 源 重点支援交付金

# ▶ 支援対象者

飯田市内に住所を有し、酪農を経営している方

### ▶ 申請受付期間

令和5年7月3日から令和5年9月30日まで

### ▶ 支援金額

支援対象者が飼育する乳用牛の頭数に8,000円を乗じた額

## ▶ 申請方法

飯田市酪農経営継続支援事業支援金 交付申請書兼請求書に必要書類<sup>※1</sup>を添付し飯田市へ提出

※1 令和5年2月に飯田家畜保健衛生所に提出した「定期報告書」の写し

# ▶ お問合せ先

産業経済部 農業課 ☎ 0265-22-4511 内線4811

7

# エネルギーコスト削減促進事業補助金交付によるエネルギー構造転換支援

長野県が実施する「エネルギーコスト削減促進補助制度」を補完・拡充し、<u>原油・原材料価格の高騰等に直面する市内</u> 事業者が取り組む事業活動の省エネ化・再エネの導入を総合的に支援します。

エネルギーコストの削減とCO2の削減の両立を目指すとともに、GX<sup>※1</sup>やゼロカーボンに対する社会的意識の高まりにより求められる市内事業者等の広い裾野のゼロカーボン化を下支えし、地域振興につなげます。

※1 グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための社会システムの変革を目指していくこと。

事業費 91,420千円 財 源 重点支援交付金

# ▶ 補助対象事業者

対象設備の更新・新設を実施する建物等を 市の区域内に有する事業者<sup>\*2</sup>

※2 長野県内に本社・本店機能を有する者に限る。

# ▶ 補助率等

右に記載する補助メニューのうち 発電設備以外 2/3以内(対象経費150万円以下) 1/2以内

(対象経費150万円を超える部分)

発電設備 出力1kWあたり5万円以内 補助対象経費は15万円以上、補助上限額は 300万円とします。

### ▶ 申請受付期間

令和5年7月3日から令和5年12月28日まで

# ▶ お問合せ先

市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 **☎** 0265-22-4511 内線5471~5475

### ▶ 補助メニュー

■更新のみ対象 ★新設のみ対象

		■ 失	!新Uの外外家 ★新設Uの外外家
設備区分	設備種別	設備区分	設備種別
業務用エアコン 一般用エアコン 一般用エアコン 接気装置(熱交換型) 温風暖房機 ジェットヒーター	一般用エアコン 換気装置(熱交換型) 温風暖房機	■熱電併給設備	高効率コージェネレー ション
		■電気制御設備	変圧器 産業用モータ
		■加熱設備	工業炉
■照明設備	業務用LED照明器具 一般用LED照明器具 非常時用照明器具(誘導灯 等) 業務用冷蔵・冷凍庫 一般用冷蔵・冷凍庫 冷蔵・冷凍ユニットクーラ コンデンシングユニット	■生産設備	工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン
■冷蔵·冷凍設備 ※		■建物付属設備	断熱ガラス及びサッシ
		★発電設備	太陽光パネル及び付属設備
■恒温設備 -	チラー(冷却水循環装置) 一般・業務用ヒートポンプ 式給湯器 高性能ポイラ	★エネルギー管理 設備	エネルギーマネジメント システム 凍結防止ヒーター用節電器
		★蓄電設備	蓄電設備